

事例研究～中国ビジネス法務

日系企業による中国国有企業買収のポイント

北京市大地律師事務所 / 日本部

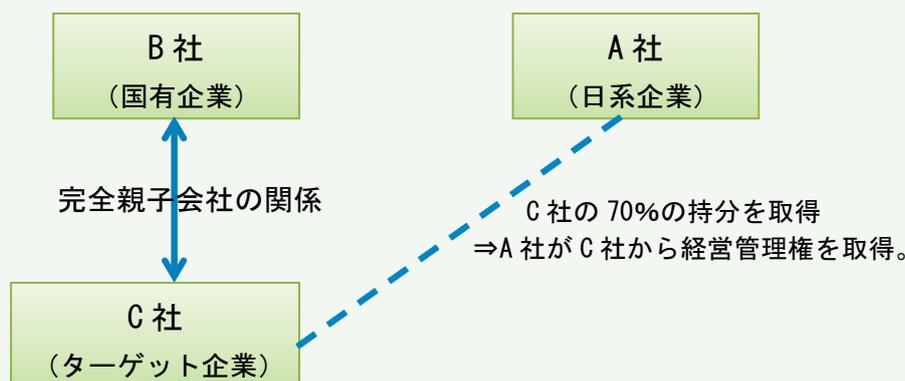
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



中国の国有企業は、経営におけるコンプライアンス順守や経営資源の豊富さなどの点で民間企業よりも優れているため、外資企業にとって理想的な買収対象と言えます。しかし、国有企業の資産を買収する際には、複雑な管理制度に従わなければならないため、多くの法律上の手続きが必要となります。また、手続きを進めるにあたり、多岐にわたる法律上の問題が存在し、これらをタイムリーに解決しなければなりません。以下に、実例を用いて簡単にご紹介いたします。

日系企業のA社は、中国の国有企業B社の完全子会社であるC社（ターゲット企業）の持ち分のうち、70%の買収を予定しています。買収が完了した後、C社は国有企業から中外合資経営企業に会社形態が変更され、A社はC社の経営管理権を取得することになります。本件取引を実施するにあたり、対応すべき法律上のポイントとして、以下の点が挙げられます。

【本件取引図】



◇デューデリジェンス(DD)の実施－C社の現有資産・負債・会社の経営および従業員の状況を確認します。

中国の国有企業の資産・負債・従業員に関する状況は、非常に複雑である場合が多く、まず初めにこれらの点を正確に把握する必要があります。その手段としては、法務・財務の面から詳しく調査・分析を行うことが挙げられ、それぞれ法務DD・財務DDと呼ばれます。

これらの調査を行わなければ、持ち分の取引金額と実際の価値に食い違いが生じる可能性も高くなります。また、ターゲット企業であるC社の状況を正確に把握することにより、買収が完了した後、A社のC社に対する経営・管理を効率的に行うことが可能となります。そのため、C社に対して十分に法務DD・財務DDを行うことは大変重要であり、スムーズに取引を進める上での前提となります。

◇国有資産の譲渡手続き

国有資産の譲渡手続きについては、10以上のステップを経なければなりません。そのうち重要性の高い事項は以下の通りです。

(1) 国有資産譲渡の審査認可を与える主体の確定

まず初めに、審査認可を与える主体は、法律で一義的に定められていないことから、案件ごとの確認が必要となります。国有資産を管理する専門の政府機構（国有資産管理委員会）が審査認可を与える主体となることもあれば、取引の当事者（本件であればB社）が主体となる可能性もあります。

(2) 国有資産の評価

A社によるC社の持ち分の買収に際し、正確な資産評価を行うため、専門の資格を備えた資産評価会社に依頼します。評価の結果については、所管機構に対して審査・届け出の手続きを行わねばなりません。審査・届け出の手続きを経た資産評価の結果に基づいて持ち分譲渡の最低価格が定められるため、A社およびB社にとって重要な意義を有しています。

(3) 財産権取引所における公開取引の手続き

現行法の規定によると、B社は財産権取引所（中国語では「産権交易所」）における公開市場で取引を行わねばならないため、A社にとっては、新たな買い手となる第三者が現れるリスクがあります。このような第三者が現れるリスクを可能な限り低減するためには、法律で認められた範囲内において、取引条件等を工夫して設定しなければなりません。こうした取引条件等の設定は、豊富な経験と知識がなければ難しいため、非常に専門性の高い業務といえます。

(4) 商務部門における審査認可・工商局における変更登記

財産権取引所における公開取引の手続きを終えた後、ようやくC社に関して、商務部門での審査認可、および工商局での変更登記の手続きを開始することが可能となります。特筆すべき点としては、資産評価会社による評価結果には有効期間があり（通常は1年）、商務審査認可は有効期間内に終了しなければならない点が挙げられます。有効期間内に終了しない場合は、資産評価の結果が失効することによりそれまでに終了した各手続きが無効となり新たに各手続きを行う必要があります。そのような場合、時間・コスト上で損失が生じるばかりではなく、ビジネス全体への影響も生じかねません。

◇持ち分譲渡取引に関する交渉

上述の通り、資産評価会社による評価結果には有効期間があることから、時間を節約するため、資産評価の結果について審査・届け出の手続きを終了した後、速やかにB社との間で持ち分譲渡の取引条件等に関する交渉を開始する必要があります。

また、持ち分譲渡に関する交渉においては、多岐にわたる法律上の問題に関わるため（契約法・会社法・国有資産管理法・外商投資管理法・外貨管理法・労働法・知的財産法等）、A社・B社にとって、法律の専門家が関与することはスムーズに交渉を進め、現実に行う可能な交渉結果を得る上で必要不可欠となります。

以上のことから、日本企業が中国の国有企業を買収することは、複雑かつ多くの手続きが必要となるため、持ち分譲渡の取引当事者、法律事務所、会計事務所、資産評価会社、財産権取引代理機構（当事者の財産権取引手続きを代理する機構等）の協力が必要となります。また各手続きにおける作業をスムーズに進めるに際し、法律上の各種の問題をタイムリーに解決することが重要となります。中でも、経験豊富な法律事務所により、手続きの各過程を指揮することは、速やかに取引を進める上で大きな意義を有すると言えるでしょう。

北京・天津

EV用電池交換所、16カ所に拡大=天津

中国・天津市政府は、中心部と外周部で2017年までにEVバス用の充電・電池交換所を計16カ所に拡大する。電気自動車(EV)タイプの路線バスの普及が大気汚染対策の要になるとしている。渤海早報が伝えた。

同市のEV用の充電・電池交換所は現在7カ所。同市のEV路線バスは17年には2000台に増える見通し。

一般EV用の充電ポールは現在は407本だが、17年末には2000～3000本に増え、その時点でのEVの需要をほぼ満たせる見通しだ。（時事）